平成２４年（フ）第３７４号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目15番地の１　Ｄ７―101
債務者　篠原　　貢
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７４号
大阪市中央区安土町１丁目４番５号２Ｆ204、前住所大阪府吹田市千里山東２丁目６番Ｃ―601
債務者　小室　俊和
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９３号
大阪市西淀川区竹島３丁目４番25号　ＴＫコーポ102号室
債務者　松下宗吉こと　康　　宗吉
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０７９号
大阪府箕面市如意谷３丁目８番17―101号、事業所所在地大阪府箕面市如意谷４丁目６―１―101
債務者　向和グリーンこと　和田　大助
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０８７号
大阪市大正区鶴町１丁目17番６―502号
債務者　小林三千代
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１０３号
大阪府摂津市千里丘東１丁目16番１号
債務者　前田　正義
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１１４号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目24番15号
債務者　清兼　久雄
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１３３号
大阪府豊中市柴原町２丁目８番11―403号、前住所大阪府豊中市玉井町１丁目１番１―810号
債務者　新谷千代子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１３８号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目16番11号
債務者　長谷川吉郎
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１６６号
大阪市北区長柄東２丁目１番22―902号
債務者　櫻井　重夫
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１９５号
大阪市西成区橘２丁目４番２号
債務者　三角　浩幸
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５８１号
大阪府守口市大日町４丁目39番14号
債務者　立花　　勇
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６７８号
大阪市西淀川区出来島２丁目８番33号
債務者　増田　奈美
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７５４号
大阪市鶴見区今津中４丁目５番34号
債務者　猪飼　育代
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７５５号
大阪府東大阪市川田２丁目26番12号　高野荘102号北棟
債務者　平良キヨ子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７６７号
大阪府守口市南寺方北通１丁目９番６号
債務者　谷口　高代
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７９５号
大阪府吹田市川園町60番３―209号
債務者　阿部シヅヱ
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部